

- ・丸ゴシック体は補足説明文です。
- ・*印のついたものは、用語解説を載せる予定です。
- ・取組指標のうち、未定の部分は空欄になっています。

平成 24 年 12 月 21 日

改定計画の原案たたき台

1 計画策定の経緯

食の安全・安心の確保は、食料供給県である新潟県にとって極めて重要な課題です。

新潟県では、「県民の健康を保護すること」並びに「県民が安全で安心な食生活を享受でき、安全で安心な食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」を目的として、平成 17 年 10 月に「にいがた食の安全・安心条例」（以下、「条例」といいます。）を制定しました。

この条例に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民の意見を広く聴いたうえで、平成 19 年 3 月に基本計画（計画期間：平成 19～24 年度）を策定し、さまざまな施策を進めてまいりました。

その結果、計画の成果指標である「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」が計画策定前に比べて上昇し、特に県民については目標を上回る結果が得られました。（平成 23 年度時点）←24 年度結果が出たら要変更【生】当初の計画期間が平成 24 年度で終了することから、この度、食の安全・安心に関する最近の情勢を踏まえて各施策の現状と課題を整理し直し、にいがた食の安全・安心審議会をはじめとする県民の意見を広く聴いたうえで基本計画を改定します。←改訂後は「した」【生】

2 計画の位置づけ

この計画は、新潟県における食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、条例第 9 条の規定に基づき策定するものです。

3 計画の期間

平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間とします。

（上位計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」の見直しサイクルと同じ）

なお、この計画と関連する他の計画は次のとおりです。

・新潟県「夢おこし」政策プラン*	：平成 21～32 年度
・にいがた農林水産ビジョン*	：平成 ～ 年度
・新潟県健康福祉ビジョン*	：平成 ～ 年度
・新潟県健康づくり指針「健康にいがた 21」	：平成 ～ 年度
・新潟県食育推進計画*	：平成 25～28 年度
・新潟県食品衛生監視指導計画*	：毎年度策定

4 計画の目的と成果指標

目 的： 食の安全・安心の実現

↳ 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること（条例第2条第1号）

成果指標：(未定)

現行計画では「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」

	現行計画		
	計画開始前 (H18年度)	最新値 (H23年度)	目標 (H24年度)
県内	42.3%	55.1%	50%以上
首都圏	42.9%	48.3%	50%以上

計画の目的は、「食の安全・安心の実現」とします。

ここでいう「食の安全・安心」とは、条例第2条第1号で定義しているとおり、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と定義します。

この目的の達成度を測る成果指標は、…（未定）。

仮に現行計画と同じ成果指標とするなら、次のような記述を想定しています。

…成果指標は、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」と設定します。

設定の理由は次のとおりです。

① 心の状態である「安心」の程度を測る方法として、食の安全確保の取組状況に対する住民の評価を直接聞くことが適切と考えられること。

② 県の最上位の行政計画である「夢おこし」政策プランの政策指標と整合していること。

また、「県内外の住民」とした理由は、条例の中で「安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築く」ことを目的の一つと定めていることから、新潟県民だけでなく、県外の住民による評価も重要と考えるからです。

この成果指標は、県民及び首都圏住民を対象として毎年実施する「新潟県『夢おこし』政策プラン推進のための意識調査」により把握します。

「新潟県『夢おこし』政策プラン推進のための意識調査」における設問

問 あなたは、新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 十分に行われていると感じている。 | } 1と2の合計を指標値とする。 |
| 2 ほぼ十分に行われていると感じている。 | |
| 3 どちらとも言えない。 | |
| 4 やや不十分だと感じている。 | |
| 5 不十分だと感じている。 | |

5 施策の視点と体系

「4 計画の目的と成果指標」で述べたとおり、条例及び本計画では「食の安全・安心」を「①食品等の安全性の確保 及び ②食品等に対する消費者の信頼性の確保」と定義しています。

そこで、「食の安全・安心の実現」のために実施するさまざまな施策を、「①安全確保の視点」と「②信頼性確保の視点」とに整理したうえで、進めていくこととします。

視点1 安全で安心な食品の提供

～見える安全～

新潟県は、米をはじめとする様々な農林水産物や加工食品の一大供給県です。

県民はもとより、全国の消費者に安全で安心な食品を安定して提供することは、食料供給県としての責務です。

安全で安心できる食品を安定供給できるしくみを作り、それを全国の消費者にPRしていくことは、新潟県産食品のブランドイメージと付加価値を高め、ひいては県内の農林水産業と食品産業の振興にもつながることが期待できます。

そのため、県としては、生産から消費までの過程の各段階において、食品の安全性や適正な食品表示を確保するため、食品関連事業者への一貫した指導・監視や食品の検査を行うとともに、事業者の自主的な取組を推進する必要があります。

また、食品等による健康被害の発生に備えた危機管理体制の整備や、食品等の安全性に関する研究開発の推進なども進めていきます。

以上、安全で安心できる食品を提供するための施策を「視点1」として体系づけます。

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立

～知る安心～

食の安全・安心を実現するには、安全な食品を供給することはもとより、食品関連事業者や行政が消費者から信頼されることが重要です。

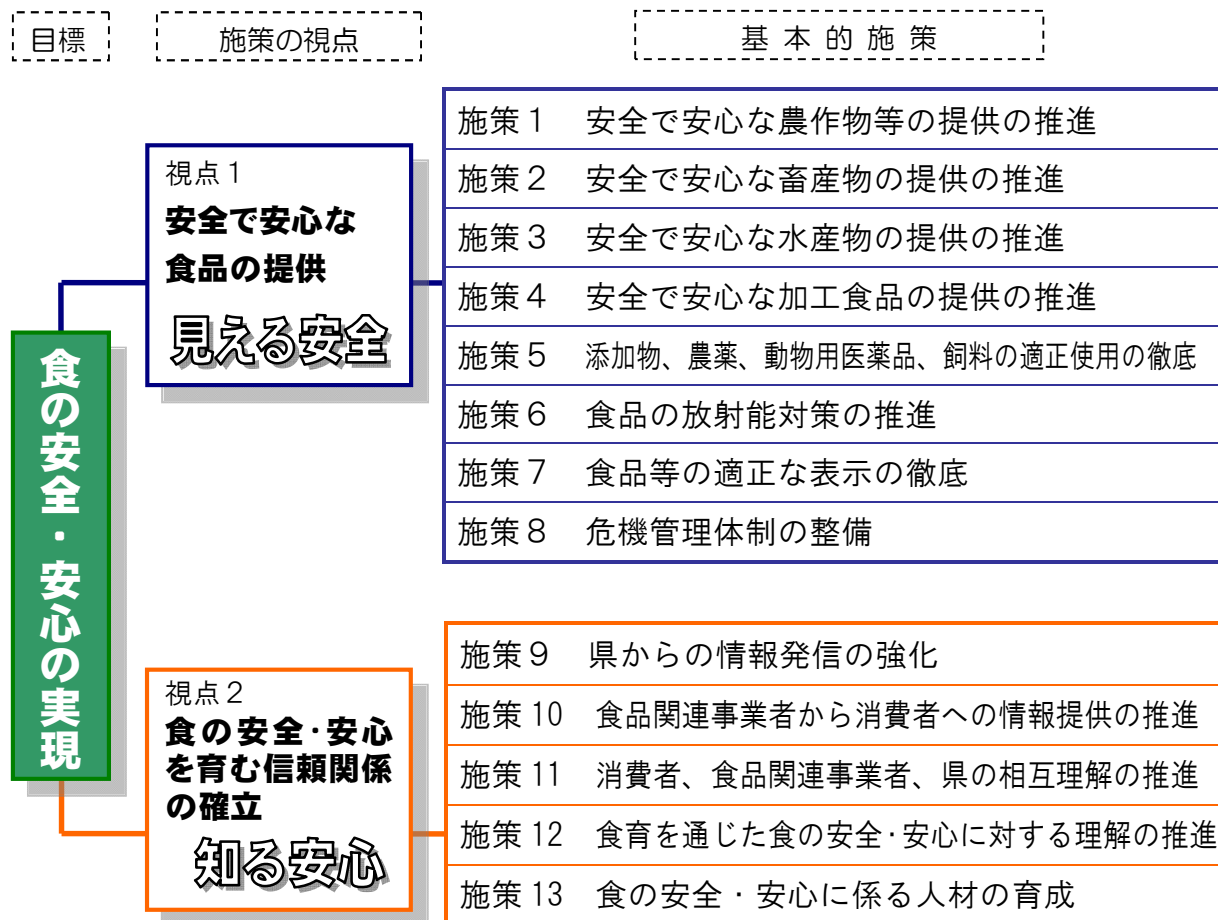
そのため、県はあらゆる広報媒体を通じて食品関連事業者や消費者に対し、食の安全・安心に関するさまざまな情報をわかりやすく提供するとともに、食品関連事業者による消費者への情報発信についても支援します。

また、消費者・食品関連事業者・行政の相互理解を進めるために意見交換会などを積極的に開催するとともに、食の安全・安心に係る専門的な知識を有する人材の育成等にも努めます。

以上、消費者・食品関連事業者・行政の信頼関係を確立するための施策を「視点2」として体系づけます。

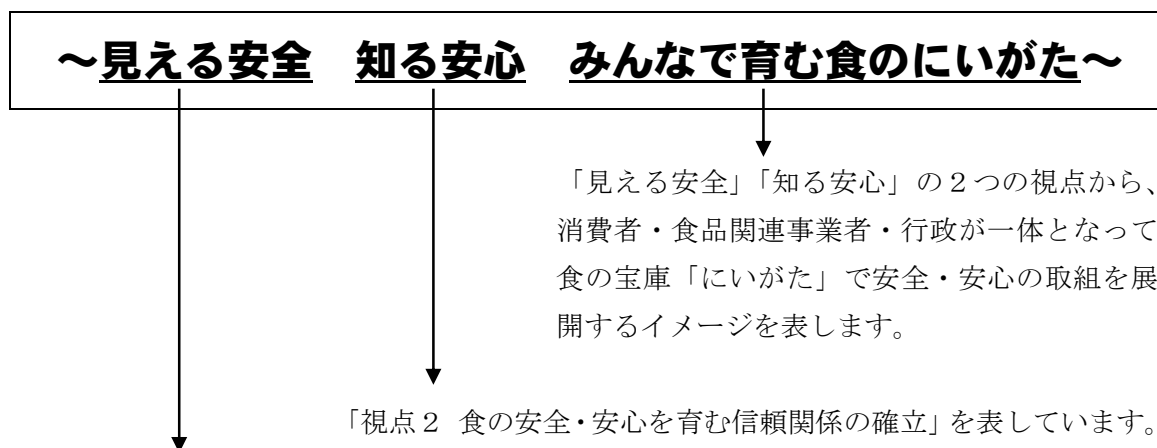
なお、食の安全・安心を実現する上で重要な「食育」に関する施策については、別に定める「新潟県食育推進計画」と調整を図りながら推進します。

施策の体系



6 キャッチフレーズ

この計画を推進するにあたり、県民のみなさまから基本計画に親しみを持ってもらうため、基本計画の趣旨を表現するキャッチフレーズを設定し、PRに活用します。



7 計画の推進体制

(1) 県全体としての推進体制

条例第3条では、基本理念として「食の安全・安心は、消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行わなければならない。」と規定されています。

また、条例第4条及び第5条では条例の目的を達成するために県及び食品関連事業者が果たすべき責務が規定されているとともに、条例第6条では消費者の観点から県民が果たすべき役割が規定されています。

そこで、本計画では、消費者、食品関連事業者及び県が連携・協力して計画を推進することを明確にするため、「5 施策の視点と体系」で掲げた13の施策について、県の具体的な取組内容を定めるとともに、消費者及び食品関連事業者に期待される役割を定めています。

(2) 県庁内の推進体制

食の安全・安心に関わる関係課で組織した「食の安全・安心戦略会議」が中心となって、「にいがた食の安全・安心審議会」の意見をよく聞きながら、計画を推進します。

県の地域機関においては、「地域食育・食の安全ワーキングチーム」が中心となって、各地域の実情に合わせて計画を推進します。

(3) 国・自治体との連携

食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁など食品安全行政に関わる国の機関や都道府県・政令市等と情報交換を密にし、連携して計画を推進します。

また、県の地域機関においては、市町村と連携・協力して住民への情報発信に取り組むなどして、計画を推進します。[\(現施策18「国や他の自治体との協力体制の整備」の内容\)](#)

にいがた食の安全・安心審議会

- 「にいがた食の安全・安心条例」第26条に基づき設置された審議会で、知事から委嘱された委員が、新潟県の食の安全・安心に関する施策等について審議します。
- 委員は、消費者、食品関連事業者、学識経験者の15人以内で組織されます。
- 遺伝子組換え作物の栽培を規制する「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の規定により、許可申請や届出内容の交雑混入防止措置に関する調査審議を行います。なお、その際には必要に応じて特別委員や専門部会を置くこととしています。[\(現施策6「遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止」の内容\)](#)



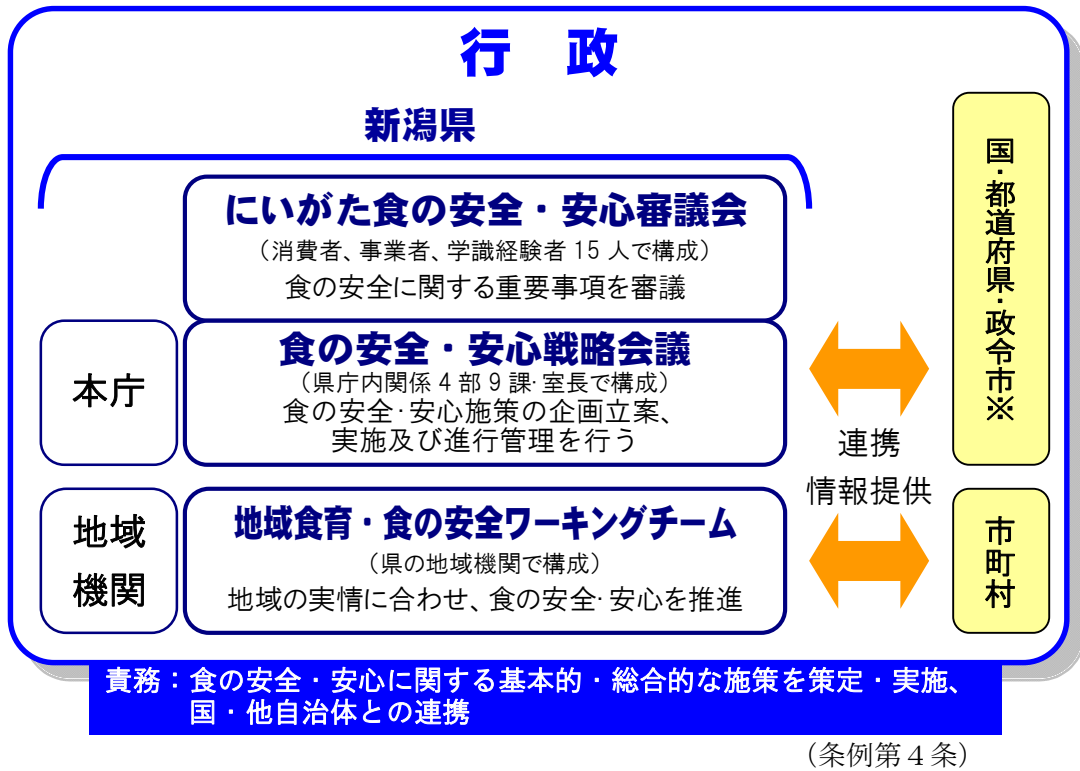
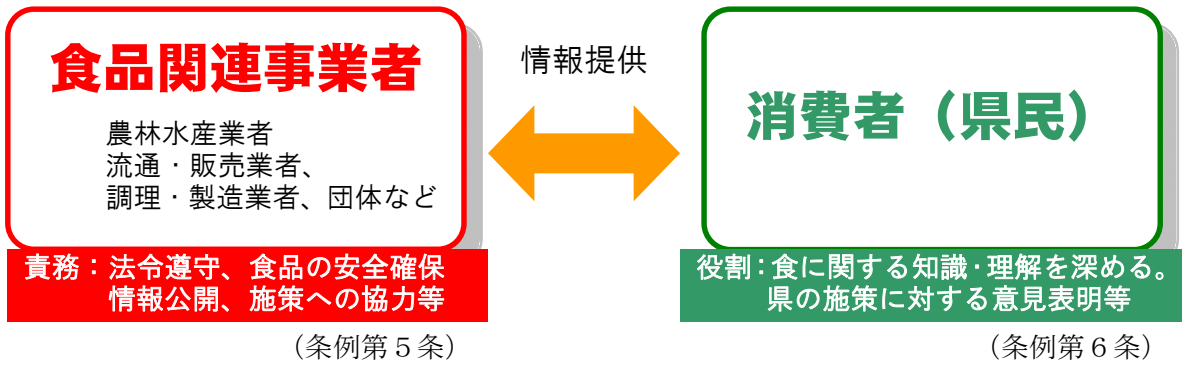
消費者



食品関連事業者



行政



※) 国の主な機関・・・食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁
自治体の連携組織・・・全国食品安全自治ネットワーク 【生】

8 計画の進行管理と公表

計画の実効性を確保するために、成果指標や取組指標に基づいて進行管理を行い、「にいがた食の安全・安心審議会」による点検を受けながら計画を進めていきます。

計画に基づく施策の実施状況については、条例第9条第7項の規定に基づき毎年度公表します。

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。(計画の完成版では省略します。)

9 食の安全・安心に関する施策

視点1 安全で安心な食品の提供

施策1 安全で安心な農作物等の提供の推進

第10条 県は、安全で安心な農作物等の生産を促進するため、生産の各段階における安全性の確保のための取組の促進、生産技術の開発及びその成果の普及、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11条 県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第14条 県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、食品等の安全性に関する研究開発を推進し、及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第22条 県は、食の安全・安心に関する施策の策定に当たっては、食品等の安全性と土壌、地下水、河川、海域等の環境が密接に関係していることを踏まえ、これらの汚染の防止その他の環境保全のための施策と十分に連携を図るとともに、食品関連事業者による事業活動が環境に配慮したものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

輸入ほうれん草の残留農薬問題などが発端となり、「食」に対する意識が高まるとともに、農林水産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、ポジティブリスト制度*が導入され、農薬の使用履歴など記録の重要性がより高まっています。

安全で安心な農作物や林産物の生産を推進するため、GAP*の推進等により、生産履歴の情報開示や安全を高める取組を推進するとともに、生産者に対する農薬の適正使用と記録に関する指導を継続して実施する必要があります。

また、非食用の事故米穀を食用に不正規流通した問題を受け、米穀について食品事故などが発生した場合に、流通ルートをややくに特定することができるよう、米トレーサビリティ法が制定されたことから、点検指導等の実施により制度の徹底を行う必要があります。

取組方針

- 生産者に対し、農作物等の生産技術及び管理技術の普及を図り、消費者への安全で安心な食品の提供を推進します。
- 安全な米穀等の供給と消費者の信頼確保のため、米トレーサビリティ法の制度の徹底を図っていきます。

県の取組

(現施策7「一貫監視」と一部共通)

- 1 品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法*を活用した安全で安心できる農作物の生産技術の普及と開発

農業総合研究所等で開発された、コシヒカリBL*や新たに開発される防除技術等の農業者への普及を図ります。

また、耐病性の高い品種の育成や、天敵等の有用生物を活用した防除法の開発など、環境保全型農業の推進に向け化学合成農薬の使用量を低減するための技術開発に取り組みます。(現施策10「研究開発の推進」の内容)

2 環境保全型農業の推進(仮)

たい肥等有機質資源を利用した土づくりを基本とし、化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減した栽培の実践を通じ、環境と調和した環境保全型農業を推進します。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境保全型農業を実践する農業者をエコファーマー*として認定します。

(現施策20「環境保全に配慮した事業活動」と共通)

3 GAPの啓発・普及と導入支援(仮)

安全・安心な農作物等を消費者へ提供するため、国ガイドラインに対応したGAPの理解促進と産地等における普及・導入を推進する取組を支援します。

4 米トレーサビリティ法*の普及啓発について

米については、米トレーサビリティ法に基づき、米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達が義務付けられたことから、巡回点検指導や制度の普及啓発を行い制度の徹底を図ります。

5 有害土壌汚染物質(土壌中の残留農薬等)の除去、吸収抑制技術の開発

土壌中に残留している農薬等の有害土壌汚染物質の除去技術や農作物に吸収されにくくする土壌管理技術など、安全な農作物の提供に向けた技術開発を進めます。

(現施策10「研究開発の推進」の内容)

関係者に期待される役割

食品関連事業者	行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、農業生産技術の習得や生産履歴の記録に努めるとともに、関係法令を遵守し、環境と調和した環境保全型農業やGAPに積極的に取り組みます。
消費者	食に関する意見交換会や交流会、農業体験などへの積極的な参加を通じ、県内農業や農作物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産農作物等の消費に努めます。

取組指標(仮)

項目	現状 (平成23年度)	目標 (平成28年度)
特別栽培農産物等面積	74,147	85,000
エコファーマー累計新規認定件数	16,744	

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策 2 安全で安心な畜産物の提供の推進

第 10 条第 2 項 県は、安全で安心な畜産物の生産を促進するため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜伝染病等の検査、監視及び防疫体制の整備、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 11 条 県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

畜産物に起因する食中毒の発生などにより、畜産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、人の健康に影響を及ぼす恐れのある高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生も懸念されています。

安全で安心な畜産物の生産を推進するためには、生産段階に、より高度な飼養衛生管理技術の普及を図るとともに、動物由来感染症の検査・監視体制を維持する必要があります。

取組方針

- 家畜の衛生的な飼養管理技術の普及を図り、安全で安心な畜産物の生産を推進します。
- 病原性大腸菌や高病原性鳥インフルエンザや B S E（牛海綿状脳症）等の検査、監視を行うとともに防疫体制を整備します。

県の取組

（現施策 7「一貫監視」と一部共通）

1 家畜衛生管理技術等についての啓発・指導

家畜の所有者や獣医師等の関係者を対象とした講習会を開催し、家畜衛生に関する知識の普及・啓発を図ります。

また、農場巡回指導により、家畜の飼養に係る衛生管理への適切なアドバイスや情報提供を行います。

2 高度な衛生管理手法の導入のための啓発・指導、導入農場の認定

畜産物の生産段階に H A C C P の考え方に基づいた家畜の飼養衛生管理手法の導入を推進するとともに、この手法を導入した農場を「畜産安心ブランド生産農場」として認定します。

3 動物由来感染症の検査、監視及び防疫体制の整備

生産農場に対し食中毒の原因となる病原微生物（病原性大腸菌等）の検査、対策指導を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の監視強化と防疫体制の整備を行います。

4 と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査の実施

法に基づき、と畜検査、食鳥検査を適正に実施するとともに、BSEスクリーニング検査や高病原性鳥インフルエンザの監視を行い、安全な食肉を流通させます。

5 牛肉トレーサビリティ法に基づく生産履歴情報管理システムの円滑な運用に向けた協力

国が行う特定料理（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）提供業者等への監督指導・調査に関して、県としても必要に応じて協力していきます。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、生産履歴の記録に努めます。 県による指導や検査に協力するとともに、関係法令を遵守し、安全な畜産物を生産・出荷します。
消費者	食に関する意見交換会や交流会、畜産の体験学習会などへの積極的な参加を通じ、畜産や畜産物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産畜産物の消費に努めます。 また、鳥インフルエンザなどの人の健康に影響を及ぼす恐れのある家畜の伝染病に関する正しい知識の習得に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
家畜衛生に関する講習会の開催回数	6 回	6 回
畜産安心ブランド生産農場の認定延べ戸数	275 戸	330 戸

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。(計画の完成版では省略します。)

施策3 安全で安心な水産物の提供の推進

第10条第3項 県は、安全で安心な水産物の提供を促進するため、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、漁獲の場所等の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11条 県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

水産物は、従来から鮮度が消費者の選択の重要な要素となっており、安全性はもとより漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要となっています。

安全で安心な水産物の提供を推進するため、生産から陸揚げ、流通に至る一貫した鮮度・衛生管理体制の確立を図る必要があります。

取組方針

- 水産物の衛生管理指導を行います。
- 水産物の鮮度・衛生管理に必要な施設整備を行います。

県の取組

(現施策7「一貫監視」と一部共通)

1 鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導

講習会や巡回指導等により、漁業関係者に対する適切なアドバイスや情報提供を行い、鮮度・衛生管理に関する知識の普及を図ります。

2 高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援

高度な鮮度・衛生管理のための海水清浄化装置、海水冷却装置等の機器・施設整備について、漁業協同組合や漁業者の積極的な導入を推進するため、補助、融資等の支援を行います。

3 衛生管理型漁港*の整備

清浄海水導入施設、汚水排水処理施設、防暑施設等、衛生管理に対応した漁港整備を推進します。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	行政、関係団体の広報や講習会などから情報を収集し、鮮度管理の取組を推進するとともに、新鮮な水産物を適正に衛生管理し、速やかに消費者に届くよう努めます。 県による指導や検査に協力するとともに、関係法令を遵守します。
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

消 費 者	食に関する意見交換会、交流会への参加や、魚まつりなどのイベントを通じて、水産物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについての理解を深め、県産水産物の消費に努めます。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------

取組指標

項 目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	9 箇所	
衛生管理型漁港の整備着手港数	2 港	

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策4 安全で安心な加工食品の提供の推進

第10条第4項 県は、安全で安心な加工食品の提供を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、加工食品の製造、加工等における高度な衛生管理のための手法の導入に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11条 県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

県内には多種多様な食品の製造加工施設があり、全国に向け米菓や漬物などをはじめとする様々な加工食品を供給しています。（←参考統計を記載しては？【生】）

全国に安全で安心できる加工食品を供給し、県内外の消費者からの信頼を確保するためには、衛生管理のさらなる向上が求められています。

また、旅館や飲食店、給食施設などにおける食中毒の予防は、県民の健康保護の観点から極めて重要です。

そのため、食品の製造、加工、販売、調理、提供を行う事業者に対し食品衛生に関する知識の普及を図るとともに、高度な衛生管理手法であるHACCP*の導入が期待されています。

取組方針

- 安全で安心できる加工食品の提供のため、食品の製造、加工、販売、調理、提供等を行う食品関連事業者に対し、食品衛生に関する知識の普及を図っていきます。
- HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の普及を推進します。

県の取組

（現施策7「一貫監視」と一部共通）

1 各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の普及

食品の製造、加工、調理、販売等を行う事業者に対し、以下の講習会や機関誌等を通じて、食品衛生に関する基礎知識及び最新知識の普及を図ります。

- ・飲食店や製造業・販売業等に設置が義務づけられている食品衛生責任者に対する講習会や、関係団体等が開催する衛生講習会
- ・社団法人 新潟県食品衛生協会など関係団体が発行する機関紙

2 飲食店や製造業・販売業等に対する監視指導

毎年度策定する新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、保健所の食品衛生監視員*が飲食店や製造業・販売業等に対し効果的かつ計画的に監視指導を実施します。

特に大規模な調理施設や広域流通する食品の製造施設に対し重点的に行います。

食中毒や不良食品の発生を予防するため、衛生管理の基準が守られていなかったり、不衛生な状態を見つけたりした場合は、事業者に改善を指導します。

3 加工食品の検査

毎年度策定する新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、県内に流通する様々な加工食品を保健所が採取して添加物や微生物等の検査を行い、安全性を確認します。

検査の結果、基準に違反する食品を発見した場合は、事業者に対し違反品の回収・廃棄及び再発防止を指導します。

4 HACCPの考え方の普及とHACCPシステムの導入支援

事業者全般に対し、講習会等を通じてHACCPの考え方を普及啓発するとともに、HACCPシステム導入に必要な不可欠な一般的な衛生管理の実践を指導します。

そのうえで、HACCPシステムの導入に意欲のある事業者に対しては、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度*等について助言するなどして、導入を支援します。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、食品衛生に関する最新の知識や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、積極的にその導入や実践に努めます。 県による指導や検査に協力するとともに、関係法令を遵守し、安全な加工食品を製造・出荷します。
消費者	食に関する意見交換会や交流会、工場見学会などへの積極的な参加を通じ、県内食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産食品の消費に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
飲食店・製造業・販売業に対する監視指導回数 の年間達成率	128%	100%
加工食品の検査件数の年間達成率		100%

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底

第10条第5項 県は、前各項に定めるもののほか、安全で安心な食品等の提供を促進するため、添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用方法の指導、それらに関する自主的な検査の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11条 県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第14条 県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、食品等の安全性に関する研究開発を推進し、及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

平成23年度に実施した県民アンケート結果では、食への不安要因として食品添加物の使用や農薬の残留が上位を占めており、それらについて関心の高さが示されています。

安全で安心できる食品等の提供を推進し、食品等に対する信頼性を確保するため、食品添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用と使用履歴の記録について引き続き指導していく必要があります。

また、生産者や食品製造業者等が自らの農林水産物や加工食品の安全性を確認するために、農薬や添加物等の自主検査を積極的に行うことも重要です。

取組方針

- 添加物や農薬、動物用医薬品、飼料の適正な使用や使用履歴の記録について、広く食品関連事業者に対し指導していきます。
- 食品関連事業者が添加物等の適正使用を自ら確認するため、生産物・製造物の自主検査を行うよう指導していきます。

県の取組

（現施策7「一貫監視」と一部共通）

1 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導

（1）添加物の適正使用の指導

保健所による製造施設等に対する監視指導及び各種講習会や団体等の機関紙等を通じて、食品製造業者等に対し食品添加物の適正な使用と使用履歴の記録の徹底について指導します。

（2）農薬の適正使用の指導

各種講習会、現地指導等を通じて、農業者に対する農薬の適正使用と使用履歴の記録について指導するとともに、農薬販売店等に対する講習会を実施し、農薬の適正販売及び適正使用を推進します。

また、農薬による人畜・環境等への被害を未然に防止するため、農薬危被害防止運動*を市町村・農業関係機関・団体と連携して実施し、農薬の適正使用を啓発します。

(3) 動物用医薬品の適正使用の指導

畜産農家、養殖業者の巡回等による動物用医薬品の適正使用と使用履歴の記録についての指導、飼育動物診療施設巡回による獣医師の生産者への適正な指示並びに家畜及び養殖魚への適正投与を指導します。

また、動物用医薬品販売業への立入検査等により動物用医薬品の適正販売を指導します。

(4) 飼料の適正使用の指導

飼料添加物などの畜産物への残留を防止するため、飼料の製造・販売業者及び農家の巡回により使用基準が定められた飼料の適正な使用について周知、徹底を図ります。

2 流通食品の検査

毎年度策定する新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、県内に流通する様々な加工食品や農林水産物を保健所が採取して添加物や残留農薬等の検査を行い、安全性を確認します。

検査の結果、基準に違反する食品を発見した場合は、事業者に対し違反品の回収・廃棄及び再発防止を指導します。

また、国の研究機関等と連携し、食品中の残留農薬分析法の研究開発を進めます。

(現施策 10「研究開発の推進」の内容)

3 事業者による自主検査の促進

社団法人 新潟県食品衛生協会と協力し、事業者による食品の自主検査の実施を指導・支援します。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料について積極的に情報を収集し、適正使用に努めるとともに、使用履歴の記録を徹底します。 必要に応じ自主検査を実施して適正使用の確認を行うとともに、積極的に情報公開を行います。
消費者	行政や関係団体、食品関連事業者が公表する情報等の入手に努め、添加物、農薬、動物用医薬品、飼料に関する正しい知識の習得に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
食品衛生責任者実務講習会受講率 (県所管分)	98.8%	100%
広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率	105%	100%
農薬販売店等に対する講習会受講者数	1,553	1,200

施策 6 食品の放射能対策の推進

現状と課題

福島第一原子力発電所から放出された放射性物質による食品汚染の問題は、多くの県民に不安を与えています。

平成 23 年 11 月に実施した県民アンケートの結果では、約 75%の人が食品の安全性に不安を感じていると答え、そのうち約 65%の人が具体的な不安要素として放射性物質による汚染を挙げています。(←24 年度アンケート結果に修正【生】)

県は、放射性物質に対する県民の不安を解消するために、食品等の放射性物質検査等に取り組む必要があります。

取組方針

- 県内産・県外産のさまざまな食品等について、検査計画に基づき放射性物質検査をきめ細かく実施します。
- 検査結果及び検査体制について、県民等にわかりやすく情報提供します。

県の取組

1 食品等の放射性物質検査の実施

県は、福島第一原発事故直後の平成 23 年 3 月 18 日から、検査計画に基づき県内産・県外産のさまざまな食品を採取し、放射性物質検査を実施しています。

(平成 24 年 11 月末時点の検査実績は次ページ参照)

また、給食食材や消費者が持ち込む食材について放射性物質の簡易検査も実施しており、さらに土壌や稲わらなど生産段階での放射性物質検査についても行ってきたところです。

今後も専門家の意見等を聞きながら、継続して放射性物質検査をきめ細かく実施していきます。

【参考】新潟県放射性物質の循環に関する実態調査検討委員会

福島第一原発事故により放出された放射性物質が本県に与える影響等について体系的かつ効果的に調査を進めるため、平成 24 年に県が設置した外部専門家の委員会です。

平成 24 年 11 月までに委員会を 3 回開催し、専門的見地から調査方法等に関するさまざまな提言をいただいています。

2 検査結果及び検査体制等に関する情報提供

日々の検査結果を報道発表及び県ホームページにより速やかに公表するとともに、広報紙、店頭掲示板、出前講座等により、検査体制や放射性物質の基礎知識等を県民にわかりやすく情報提供します。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	放射性物質の検査情報等を消費者へ積極的に提供し、消費者が自ら判断し選択できる環境を整えます。 消費者に正しい情報を提供できるよう、放射性物質と放射線に関する基礎知識の習得に努めます。
消費者	行政機関や食品関連事業者が発信する放射性物質に関する情報に留意し、放射性物質に対する理解を深めます。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
食品の放射性物質汚染について不安を感じる県民の割合	49% (75%×65%)	

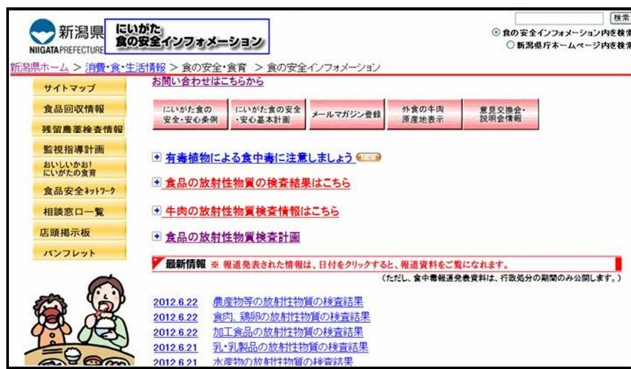
【参考】検査実績 (H23.3.18～H24.11 月末) ※給食食材、消費者持ち込み食品、野生鳥獣の検査を除く。

	検査品数		基準値 超過数			
	新潟県産	県外産	新潟県産	県外産	内 訳	
農産物 202 種	2,709	2,311	1	1	・23.5.12 県外パセリ:セシウム 1,110Bq/kg ・24.10.18 県内野生シロヌメリイグチ: セシウム 450Bq/kg	
畜産物	原乳	174	0	0		
	食肉 (牛・豚・鶏)	3,706	262	0	2	・23.8.6 県外牛肉:セシウム 730 Bq/kg ・23.9.1 県外牛肉:セシウム 570 Bq/kg
	鶏卵	80	14	0	0	
	はちみつ	16	0	0	0	
水産物 72 種	233	375	0	0		
加工食品	乳・乳製品 14 種	1	418	0	0	
	その他 119 種	28	271	0	1	・24.9.14 県外乾シタケ: セシウム 1,100Bq/kg(乾燥状態)
計 413 種	6,947	3,651	1	4		

検査結果は件ホームページで公開しています。

にいがた食の安全インフォメーション

<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/>



新潟県放射線・放射能データベース

<http://houshakensaku.pref.niigata.lg.jp/>

地域区分1	地域区分2	調査対象区分1	調査対象区分2	調査対象区分3	調査対象区分4	調査対象区分5	試料の種類	単位	標準値	I-131	Cs合計
上越市	-	食品	農産物	野菜・果物	きゅうり	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出
上越市	-	食品	農産物	野菜・果物	パプリカ	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出
群馬県	-	食品	農産物	野菜・果物	とうもろこし	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出
群馬県	-	食品	農産物	野菜・果物	じゃがいも	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出
長野県	-	食品	農産物	野菜・果物	サニーレタス	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出
長野県	-	食品	農産物	野菜・果物	はくさい	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出
新潟県	市	食品	畜産物	原乳	原乳	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出
三上市	-	食品	畜産物	原乳	原乳	-	生	Bq/kg	-	不検出	不検出

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策 7 食品等の適正な表示の徹底

第 12 条 県は、食品関連事業者に対し、食品等の表示及び広告が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示及び広告が食品等に対する消費者の信頼の確保に配慮したものとなるよう普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

近年、産地偽装などの不正表示問題により、消費者の食品表示に対する関心はますます高まっています。

食品表示は、消費者が食品を購入する際の大変重要な判断材料であり、JAS法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法、計量法などにより、表示すべき事項や使ってはならない広告表現等が定められています。（現在国において、JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示部分を一元化する法律の制定に向けて検討が進められています。）

食品表示に対する理解と信頼性を高めるため、食品関連事業者に対して、関係機関・団体等と連携し、正しい表示について普及啓発を図り、不適正表示に対する監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても表示のルールなどを普及啓発していく必要があります。

取組方針

- 生産者や食品製造加工業者、食品販売者等の食品関連事業者に対し、各種法令に基づく適正な表示や広告について、十分な普及啓発を行います。
- 販売店等において食品表示の指導及び点検、監視を行い、不適正表示の排除と適正な表示の徹底を図ります。

県の取組

- 1 各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発
食品衛生法やJAS法、健康増進法、景品表示法等各種法律に基づく適正な表示や広告について、県や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会、説明会、セミナーなどを積極的に活用し、食品関連事業者への普及啓発を行います。
- 2 広報誌や関係団体機関紙などによる正しい表示知識の普及啓発
県が発行する広報誌や情報誌、関係団体の機関紙などを活用し、表示や広告に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 3 食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発
県の各地域振興局の健康福祉（環境）部並びに農林水産（農業）振興部では、食品表示に関する各種相談や情報提供等により、食品関連事業者に対する正しい知識の普及啓発を行います。

また、表示に関する相談の一元的な対応についても検討します。

4 不適切な食品表示についての改善指導

事実と反する表示や、人を誤認させるような表示が判明した際は、県は各種法律に従い、厳正に改善指導や指示・注意を行い、適正な表示を確保します。

5 販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施

県の各地域機関ごとに策定する年間計画や食品衛生監視指導計画に基づき、販売店等における食品表示について、立入調査、点検、監視を行い、不適正な表示については迅速に排除するとともに、必要な改善指導、指示を行い、適正な表示を確保します。

また、県民から公募した食品表示ウォッチャー*から、各地域の食品販売店での表示状況について調査・報告をしていただき、その結果を県の指導等に役立てていきます。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、食品表示に関する正しい知識の習得に努めるとともに、関係法令に基づき適正な表示や広告を行います。
消費者	食品等の表示や、県が行う指導や監視、検査の実施状況及び結果に関心を持ち、必要に応じ県の施策に意見を表明します。 食品の購入や保存、消費にあたっては、適正な表示商品の選択に努めるとともに、表示等を有効に活用して食中毒の予防に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
食品衛生責任者実務講習会受講率 (県所管分) (再掲)	98.8%	100%
広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率	105%	100%
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	1,214 店舗	1,200 店舗

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策 8 危機管理体制の整備

第 13 条 県は、食品等の消費に起因する県民の健康への重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態に対処し、及び当該事態の発生を防止するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 14 条 県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、食品等の安全性に関する研究開発を推進し、及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第 19 条 県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手したときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

2 県は、前項の申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他の措置を講ずるものとする。

現状と課題

食品流通の広域化の進展に伴い、広域的又は大規模な食中毒が全国でしばしば発生しています。

〈広域的に発生した食中毒の事例〉

発生年	内 容	発生地域
H19～20 年	殺虫剤成分が混入した中国製冷凍餃子による食中毒	千葉、兵庫
H21 年	ステーキチェーン店で提供された加工肉ステーキによる腸管出血性大腸菌 0157 食中毒	13 都府県
H23 年	焼き肉チェーン店で提供されたユッケ等による腸管出血性大腸菌 0111 食中毒	富山等 4 県
H24 年	浅漬けによる腸管出血性大腸菌 0157 食中毒	北海道など

また、平成 13 年に米国で発生した同時多発テロなどを受け、食品等への意図的な毒物混入を想定した対応も求められており、食品業界では「フードディフェンス*（食品防御）」という言葉が浸透しつつあります。

このような状況を踏まえ、食品に関する危機事案発生時の県の即応体制の整備が重要となっています。

取組方針

- 食品関連事業者による危機管理の取組を促進します。
- 食品による危機事案発生時に調査及び被害拡大防止措置を行うため、県として必要な体制を整備します。
- 県として危機事案発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、職員の研修を行い、実践的な危機管理体制を整備します。

県の取組

1 食品関連事業者に対する危機管理体制の啓発

食品関連事業者に対し、講習会や立入指導等の機会を通じて、危機管理体制（緊急連絡体制や事故発生時対応マニュアル）の整備について啓発します。

2 食品等に起因する健康被害発生時の調査と被害拡大防止措置

食品等に起因する健康被害が発生した際は、食中毒処理マニュアルなどにに基づき、迅速かつ的確に調査を行い、原因究明と必要な被害拡大防止措置を行います。

また、状況に応じて、警察、消防機関、医師会、検疫所等と連携して取り組みます。

なお、広域影響を及ぼす緊急事案発生時には特別監視チームによる調査・監視を実施します。

3 危害情報の積極収集と消費生活センター等との連携整備

食品安全行政を担う保健所において普段から危害情報の収集に努めるとともに、条例第19条に基づく危害情報の申出制度について周知を図り、県民からの情報提供を促します。（[現施策17「危害情報の申出制度」の内容](#)）

また、消費生活センター等の相談機関に寄せられた危害情報も保健所が収集できるよう、機関同士の連携体制を整備します。

4 緊急時の迅速かつ的確な情報発信

緊急に県民等に周知すべき危害情報については、県として迅速かつ的確に情報発信するとともに、新聞、テレビ、ラジオ各社に協力を要請して積極的に周知を図ります。

5 原因究明のための検査体制の整備

食中毒等の原因を迅速に究明し、再発防止の指導を適切に行うため、食中毒等の原因物質（微生物、毒素等）をより迅速かつ正確に特定するための検査法の開発を進めます。

（[現施策10「研究開発の推進」の内容](#)）

また、大規模な食品関連事故等の際し、県の検査能力を超える検査需要が発生した場合、必要に応じ民間や他自治体の検査機関を活用できるよう支援体制を検討します。

6 健康危機管理対応研修の実施

食品等に起因する健康危機に的確に対応し、被害拡大を防止するため、保健所等の職員に対し、健康危機発生時の対応について実践的な研修を定期的の実施し、職員の能力向上を図ります。

関係者に期待される役割

<p>食品関連事業者</p>	<p>様々な危機発生に備え、危機管理体制（緊急連絡体制や事故発生時対応マニュアル）を整備します。</p> <p>また、危害発生時には迅速な情報提供により被害拡大防止を図るとともに、自ら製造、輸入、加工した食品について、健康被害に関する情報や法の規定に適合しない事実を知った場合、速やかに保健所長に報告します。</p>
<p>消費者</p>	<p>日頃から食品の安全性に関心を持ち、食品に関する危害情報を入手した場合は、積極的に行政機関に申し出ます。</p>

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
健康危機管理対応研修実施回数	1 回	1 回

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策9 県からの情報発信の強化

第15条 県は、食の安全・安心に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を必要に応じて迅速かつ正確に提供するものとする。

現状と課題

県民意識調査により毎年把握している「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」は、調査を開始した平成18年度の23.6%に比べ、平成23年度では38.2%と増加傾向にあるものの、本計画の目標50%には達していない状況です。

また、平成24年度に実施した県民アンケート結果では、…（→24年度県民アンケートで把握した情報発信の内容・手段に関する県民ニーズを記載【生】）

また、新潟県は全国的に見て野生の毒きのこによる食中毒が多発しており、野生きのこを採取する県民への正しい情報の提供が重要です。

一方、飲食店等の食事を原因とするノロウイルス等の食中毒も県内で毎年発生しており、その防止には食品関連事業者への正しい予防知識の普及が必要です。

取組方針

- 県は、各種媒体を用いて、食の安全に関するさまざまな情報を正確にわかりやすく、タイムリーに発信します。
- 特に、健康被害を防止するための重要情報及び県民ニーズの高い情報を重点的に発信します。

県の取組

1 インターネットによる情報提供

ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」などにより、食の安全・安心に関するあらゆる情報を、総合的かつ体系的に情報発信します。

また、食の安全・安心に関するさまざまな情報を盛り込んだ電子メールを定期的に発信します。（メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」）

【主な県ホームページ】

- にいがた食の安全インフォメーション（福祉保健部）

<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/>

食中毒予防、食品検査の実施状況、食品衛生法違反事案や食品回収事案、営業許可制度などを掲載しています。

○安全・安心で豊かな食と緑の故郷づくり（農林水産部）

<http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyosomu/index.html>

農林水産に関する総合的な情報、地産地消、特別栽培農産物認証制度、BSE・鳥インフルエンザ情報、にいがたの旬や特産品の情報などを紹介しています。

2 県の広報媒体や市町村広報紙、関係団体の機関紙などを活用した情報提供

テレビ、ラジオの県広報番組、新聞の「県からのお知らせ」や「県民だより」、県が発行する各種広報紙、市町村広報紙、関係団体機関紙などを積極的に活用し、食の安全・安心に関する様々な情報を、幅広く発信していきます。

【活用可能な広報媒体の例】

- ・テレビ： BSN「週刊県政ナビ」、UX「ほっとホット新潟」
- ・新聞： 新潟日報「県からのお知らせ」
- ・情報紙： 県民だより（広報広聴課）、県民だより地域版（各地域振興局）
生活情報にいがた「くらしほっと」（消費者行政課）
家畜衛生だより（各家畜保健衛生所）
- ・機関紙： 新潟県食品衛生協会「にいがた食の安全」など

3 食中毒予防情報など重要情報の効果的な発信

食中毒予防のための情報を関係者に効果的に伝えるため、最新情報をわかりやすい資料で流行期間中に連続的に発信します。

その他、食の安全に関する重要情報を関係者にタイムリーに伝えるため、必要に応じて事業者団体と連携して電子メール、ファックス等により発信します。

【解説】食中毒予防の情報発信の取組例

情報名	内 容
きのこ情報	秋に発生しやすい毒きのこ食中毒を予防するため、9月から11月の毎週、県内の野生きのこの発生状況（種類、地域等）をホームページで情報発信。
ノロウイルス情報	冬に流行するノロウイルスによる感染症・食中毒を予防するため、11月から3月の各週、県内の流行状況やノロウイルスの予防法を記載したリーフレットを発行。 →ホームページ、電子メール（保健所、市町村、食品衛生協会等）
腸炎ビブリオ情報	夏に発生しやすい腸炎ビブリオ食中毒を予防するため、7月から9月の隔週、海産魚や海水からの検出状況や食中毒予防法を記載したリーフレットを発行。 →ホームページ、電子メール（保健所、食品衛生協会等）

4 食品販売店等と県との協働による消費者への情報提供

食品販売店等の協力を得て、店頭で専用の掲示板を設けたり、リーフレットを設置し

たりすることで、消費者に対して食の安全・安心に関する様々な情報を提供します。

店頭掲示板的写真

店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」

スーパーマーケット等の店頭に設置し、消費者向けに食中毒予防や食品検査状況などのさまざまな情報をタイムリーに発信しています。

5 講習会による情報提供

食品関連事業者や消費者を対象として、食中毒予防や食品表示制度など食の安全・安心に関するさまざまなテーマで講習会を行います。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	食の安全に関する情報を収集するとともに、行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、新たな知識の習得に努めます。 習得した知識を、職場や事業者間で共有し、安全な食品の提供に活用します。
消費者	食の安全に関する情報に関心を持ち、行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、新たな知識の習得に努めます。 習得した知識を家族や知人、友人などと共有し、普段の食生活に活用します。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	78,200 回	
メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	971 人	
県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	38.2%	50%
店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数（年間）	14 回	

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策 10 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進

第 15 条第 2 項 県は、食品関連事業者が消費者に対して行うその事業活動に係る正確かつ適切な情報その他の食の安全・安心に関する情報の提供の促進に必要な支援を行うものとする。

第 16 条 食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品等を選択することができるように、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。

2 県は、前項の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

近年、企業の社会的責任として、コンプライアンス*とともに適切な情報開示が求められるようになっていきます。

食品関連事業者が消費者に対し適切な情報提供を行うこと、さらに事業者が自主的に安全を高めるような取組を行い、それを自ら公開することにより、消費者に食品選択の目安を提供することは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながることから、積極的な情報提供を推進するシステムづくりを進める必要があります。

（現施策 14「自主基準の設定及び公開」の内容）

取組方針

○ 食品関連事業者による自主的な食の安全・安心の取組に関する情報の公開を推進します。

県の取組

1 健康づくりに寄与する取組を行っている飲食店等の情報提供

消費者の健康づくりを推進するため、健康に配慮したメニューや栄養情報等を提供している飲食店等を「健康づくり支援店」に指定し、県のホームページで紹介します。

2 消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供

食品関連事業者から消費者への情報提供の一環として、消費者の見学や研修を受け入れている食品関連事業者の情報を県が収集し、ホームページ等で紹介します。

3 県ホームページを活用した自主回収情報の公開

食品の自主回収を行う食品関連事業者からの報告に基づき、県ホームページ内に自主回収情報を掲載することで、事業者による情報公開や回収の取組を支援します。

（食品回収情報の提供支援事業）

4 米トレーサビリティ法*に基づく消費者への情報提供について

米トレーサビリティ法に基づく消費者への産地情報の伝達が円滑に行われるよう、事業者に対し巡回点検指導や制度の普及啓発を図るとともに、消費者に対し制度の理解と普及を図ります。

5 農業体験を通じた消費者への情報提供

ふれあい農場体験など食品関連事業者が行う生産現場に直接消費者が触れる取組について、県として積極的に支援し、消費者の理解を深めます。

6 食品販売店等と県との協働による消費者への情報提供（再掲）

食品販売店などの協力を得て、店頭で専用の掲示板を設けたり、リーフレットを設置したりすることで、消費者に対して食の安全・安心に関する様々な情報を提供します。

店頭掲示板の写真

店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」

スーパーマーケット等の店頭で設置し、消費者向けに食中毒予防や食品検査状況などのさまざまな情報をタイムリーに発信しています。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	<p>自ら行っている食の安全・安心に関する取組や食品の情報について積極的に公開し、消費者への情報提供に努めます。</p> <p>農業体験の場の提供や食品製造・流通・販売施設の見学会、消費者との交流会などを積極的に開催し、消費者との相互理解に努めます。</p> <p>消費者からの問い合わせに対し、正確に答えられる体制づくりに努めます。</p>
消費者	<p>食品関連事業者が自ら提供している食の安全・安心に関する情報に関心を持ちます。</p> <p>食品関連事業者の行う農業体験や食品製造・流通・販売施設の見学会、交流会などに積極的に参加し、事業者の食の安全・安心への取組を理解するよう努めます。</p>

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
健康づくり支援店の支援内容の拡充 (制度について説明が必要か?)		
学童等体験活動参加者数(中山間地域における農山漁村体験=グリーンツーリズム誘客数)	199,068 人・日	
店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数(年間)(再掲)	14 回	

各施策の冒頭の条文は「[にいがた食の安全・安心条例](#)」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策 1 1 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

第 15 条第 3 項 県は、食の安全・安心に関し、消費者、食品関連事業者及び県が相互に情報及び意見の交換を行い、消費者及び食品関連事業者が相互に理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第 18 条 県民は、県の行う食の安全・安心に関する施策に改善が必要であると認めるときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

2 県は、前項の申出（以下「[施策の申出](#)」という。）があったときは、必要な調査を行い、当該施策の申出に係る処理の経過及びその結果を当該施策の申出をした者に対し通知するものとする。

3 県は、施策の申出の処理に当たって必要があると認めるときは、[にいがた食の安全・安心審議会](#)の意見を聴くものとする。

4 県は、施策の申出の趣旨及びその処理の結果を公表するものとする。

現状と課題

食品安全に関する考え方は、知識や経験、立場などにより異なってきます。

食品安全に関する施策を的確に講じていくためには、消費者、食品関連事業者、専門家、行政などの関係者が相互に情報や意見を交換し、施策に県民意見を反映していくリスクコミュニケーション*が大切です。（←[リスクコミュニケーションの用語解説](#)では、[リスク評価とリスク管理の説明も入れる](#)。【生】）

また、県や食品関連事業者が行っている食の安全に関する様々な取組について消費者の理解を得ることは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながります。

取組方針

○ 県は、消費者、食品関連事業者の相互理解を深めるため、お互いに情報や意見を交換できる場の提供を推進します。

県の取組

1 消費者、食品関連事業者、県の相互理解を進めるイベント等の開催

県は、消費者、食品関連事業者、県の相互理解を進めるため、食の安全に関する様々なテーマについて意見交換会などを開催します。

また、開催にあたっては、アンケートやクイズ、施設見学等を取り入れるなどして参加者ができるだけ能動的に参加できるよう工夫します。

2 にいがた食の安全・安心審議会の開催

条例に基づき新潟県の食の安全・安心に関する施策等について審議する「[にいがた食の安全・安心審議会](#)」を定期的で開催し、審議会からの意見や提言を施策の発展・改善に生かします。

審議会は公開で開催し、開催結果は県ホームページ等で公表します。

3 関係団体が行う相互理解の取組の支援

関係団体などが開催するリスクコミュニケーション*などの取組に対し、必要な支援を行います。

4 消費者が行う食の安全・安心に関する取組への支援

消費者が自ら行う食の安全・安心に関する取組に対し、講師や説明者の派遣、ホームページ等での取組の紹介など必要な支援を行います。

【解説】食の安全・安心出前講座

県では、職場や学校、グループなどからの希望に応じて、集会などに職員を派遣し、食の安全・安心に関する出前講座を行っています。

食中毒予防、食品表示制度、食品検査状況などさまざまなテーマを用意しています。
(職員派遣費用、資料代は不要)

5 条例に基づく施策の申出制度の普及

条例第 18 条に基づく食の安全・安心に関する施策の申出制度について、県ホームページやリーフレットにより周知を図り、県民からの意見表明を促します。

(現施策 16「施策の申出制度」の内容)

関係者に期待される役割

食品関連事業者	行政や消費者との意見交換会や交流会などを企画し、また積極的に参加し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの意見も積極的に発言します。
消費者	行政や食品関連事業者との意見交換会や交流会などを企画し、また積極的に参加し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの意見（行政や食品関連事業者の取組について、どこに不安があり、どうすれば安心できるか等）も積極的に発言します。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
県民意見交換会の開催回数	21 回	
食の安全・安心出前講座開催数	15 回	20 回

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。(計画の完成版では省略します。)

施策 1 2 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

- 第 17 条** 県は、県民が食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めることができるように、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。）の推進、食品等の安全性に関する様々な教育の機会の提供等により、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）の取組を推進するものとする。
- 2 県は、前項の取組を推進するに当たっては、家庭、学校、地域等で相互に緊密な連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

食品の生産加工技術の発展や流通の広域化に伴い、生産・加工・流通の過程が消費者から見えにくくなっている一方で、全国的には大規模食中毒の発生や食品表示の偽装、誤った情報の氾濫などにより、多くの県民が食品の安全性に不安を感じています。

県民が本県の農林水産業をはじめとする食品関連事業者の活動等に理解を深め、食の安全・安心に関する知識を養うことができるように、食育の取組が重要になっています。

取組方針

- 新潟県食育推進計画に基づく食育の推進を通じて、新潟の食を生み出す農林水産業への理解を深め、食の安全・安心に関する正しい知識を養う取組を進めます。

県の取組

1 食の安全・安心に関する知識の普及

家庭、学校、地域の各場面において、市町村、関係者・団体などと連携・協働し、食育を県民運動として推進することにより、食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図り、消費者がその知識を基にして、食を選択できる力を習得する取組を進めます。

2 食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進

学校給食における県産農林水産物の使用促進や生産者と消費者の交流促進、学校における農林漁業体験学習の推進など、地産地消の取組や様々な教育機会の提供等により食育を進めていくことで、消費者の本県農林水産業に対する理解の推進を図ります。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	自ら積極的に食育の推進に努めるとともに、県や市町村、関係団体などが行う食育の取組に積極的に協力します。 消費者との交流等を通じ、食の安全に関する自らの取組への理解を深めるよう努めます。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

消 費 者	<p>県や市町村、関係者・団体などが行う食育の取組に積極的に参加するなど、食に関する知識及び食品を選択する力の習得に努めます。</p> <p>地産地消の取組を通じて、食の安全・安心に関する生産者の取組や生産物への理解を深めます。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組指標

項 目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合 (再掲)	38.2%	
県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数 (再掲)	78,200 回	
食育に関心を持つ県民の割合 (成人)	57.2%	
健康づくり支援店の支援内容の拡充 (再掲)		
食育ボランティア登録数	5,312 人	現状値以上
学童等体験活動参加者数 (修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生等の数) (再掲)	199,068 人・日	
学校給食における地場産農林水産物の使用割合※	34.2%	

※この調査の対象月は、6月と11月です。

各施策の冒頭の条文は「にいがた食の安全・安心条例」から、当該施策に関連する条文を抜粋したものです。（計画の完成版では省略します。）

施策 13 食の安全・安心に係る人材の育成

第 21 条 県は、食の安全・安心に係る専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

現状と課題

食の安全に関する正しい知識をより多くの消費者や食品関連事業者に普及するには、地域や業界において普及啓発にあたる人材を多く確保することが重要です。

そのため、生産から消費に至る各段階で、専門知識を有する人材を積極的に育成していくことが必要です。

取組方針

- 食の安全に関する正しい知識を普及するため、生産から消費に至る各段階での専門知識を有する人材の育成に努めます。

県の取組

1 農薬管理指導士の確保・育成

農薬に関する高度な知識と農薬使用者に対する指導力を有する農薬販売者や防除業者等の人材を農薬管理指導士として、確保・育成し、農薬使用者に対する農薬の適正使用の普及を図ります。

2 食品衛生指導員*の養成及び継続教育

食品営業者の自主的な衛生管理の推進に取り組む(社)新潟県食品衛生協会の活動を支援します。

支援策の一つとして、同協会で営業施設の巡回指導などにあたる食品衛生指導員に対する研修事業（養成及び継続教育）を支援します。

3 にいがた食の安全・安心サポーターの設置

きのこの食・毒鑑別のできる人材や、食品衛生に関する高度な知識を有する人材を「にいがた食の安全・安心サポーター」として委嘱し、サポーターによる食品関連事業者や消費者への正しい知識の普及を図ります。

4 食品衛生監視員*のHACCPに関する指導力強化

保健所などで食品営業施設の指導にあたる食品衛生監視員を対象にHACCPシステムに関する専門的な研修を行い、食品営業者のHACCPシステムの導入・運用に関し、支援が行えるよう指導力の強化を図ります。

5 食育ボランティアの登録・育成及び活動支援

食に関する専門的知識・技術（資格、経験等）を持ち、地域レベルでの「食生活指針」の普及定着等の食育実践活動をお手伝いいただく食育ボランティアを登録・育成し、その活動を支援します。

関係者に期待される役割

食品関連事業者	食の安全に関する専門的な知識を有する人材の計画的な育成に努めるとともに、県などに協力し、他の食品関連事業者や消費者への正しい情報の伝達、普及に努めます。
消費者	食の安全に関心を持ち、知識の研鑽に努めるとともに、自らの専門知識や経験を生かし、県などが行う食の安全・安心に関する取組に参加します。

取組指標

項目	現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 28 年度)
にいがた食の安全・安心サポーター数	33	40
食品衛生監視員のHACCP研修受講率	79%	100%
農薬管理指導士認定者数	4,519	4,300
食育ボランティア登録数（再掲）	5,312 人	現状値以上